

情報共有 情報共有とは、まちづくりに必要な情報を市民に分かりやすく提供し、同じ情報を共有することです。

市民参加 市民参加とは「市政への市民参加」であり、市民が市政に関して積極的に意見や提案をし、参加することです。
(市民参加には「身近な地域のまちづくりへの参加」もあります。)

今回の起案で伺う事業等はこの段階にあてはまりますか。(どれかひとつにチェック)

企画立案・計画段階

実施段階

評価・改善段階

市民参加の必須事項に該当しますか。

該当する

該当しない

必須事項とは必ず市民参加で行う必要のあるもの

該当事項はどれですか

基本構想、基本計画等、市の基本的な方針や政策を定める計画の策定、変更、改定

市政に関する基本方針を定める条例の制定、改廃

市民に義務を課し、市民の権利を制限することを内容とする条例の制定、改廃

大規模な市の施設の設置、利用、運営に関する計画等の策定、変更、廃止

市民の生活に大きな影響を及ぼす制度の導入、改廃

市民の生活に大きな影響を及ぼす事業の計画の策定、変更、廃止

費用対効果等を十分に見極めて実施することが必要な大規模な行事の計画の策定、変更、廃止

必須事項に該当する場合、実施予定を市民自治推進室に提出してください。

必須事項に該当し、かつ各区局で作成する「広報実施予定表」に記載がない案件については広報課へご連絡ください。

例外事項に該当しますか。

該当する

該当しない

例外事項に該当するなど相当の理由がある場合、市民参加の対象としないことができる

例外事項はどれですか。

緊急に行わなければならないもの

法令に基づき行うことが必要であり、政策的判断を行う余地がないもの

軽易なもの

市の機関内部の事務処理に関するもの

市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの

その他相当の理由があるもの

例外事項に該当するが、**市民参加を行う**場合は、右上へ進んでください。

例外事項に該当し、市民参加を行わない場合は、市民自治推進室に通知してください。

情報提供を行う必要はありますか。

ある

ない

情報提供を行う目的

市の仕事内容やサービス内容をお知らせするため

市民に、考え、判断してもらうため
市民の取組を促進し、具体的な行動につなげるため

情報提供を行う対象者

情報提供を行う時期

情報提供の手法

〔各担当部局が実施する手法〕

ポスター、パンフレット

ホームページ

メールマガジン

報道機関への情報提供

出前講座

説明会

その他()

〔希望はするが実施の可否について広報課・区広聴係と調整が必要な手法〕

広報さっぽろ

市政広報番組(テレビ、ラジオ)

情報提供を行う際の表現方法等における工夫点

子どもに配慮した情報提供を行う必要はありますか。(裏面参照)

ある

ない

理由

工夫点など

理由

市民参加を行う必要はありますか。

ある

ない

市民参加の手法

〔企画立案・計画段階の場合〕

パブリックコメント

審議会、協議会、委員会

市民会議

意見交換会

公聴会

アンケート

ワークショップ

その他()

〔実施段階の場合〕

実行委員会、協議会、検討委員会

事業共催

事業協力

市民スタッフ

事業委託

その他()

〔評価・改善段階の場合〕

既存広聴制度、コールセンター対応履歴の活用

アンケート

企画立案、実施段階等で参加した市民による評価

モニター制度

行政評価結果の活用

その他()

子どもの参加を行う必要はありますか。(裏面参照)

ある

ない

理由

工夫点など

【決裁時確認欄】

部長	課長	係長
日付	日付	日付
/	/	/

子どもに配慮した情報提供及び子どもの参加を考える上でのポイント

【子どもに配慮した情報提供】

「企画立案・計画」、「実施」、「評価・改善」段階

施策や事業が、下記のいずれかに該当する場合、子どもに分かりやすい情報発信を積極的に行うことが求められる。

施策や事業が子どもに大きく関係する

「子どもに大きく関係する」 子どもを主要な対象にするもの 子どもに大きな影響を及ぼすもの
事業等の実施にあたり、子どもに対しても理解、利用・参加できるようにする必要がある
市や地域の状況や課題等について、子どもが考えたり理解したりする必要がある

【子どもの参加】

「企画立案・計画」段階

施策や事業が子どもに大きく関係するものである場合、次のような場合を除いて、子どもの参加の実施に向け、具体的な手法等について検討を行うことが求められる。

「子どもに大きく関係する」 子どもを主要な対象にするもの 子どもに大きな影響を及ぼすもの

- ・ 対象と考えられる子どもの参加が、成長発達段階から判断すると困難である
- ・ 子どもに意見を聞くことが好ましくない
- ・ 子どもに深くかかわる事業であっても、直接には保護者等を対象
- ・ その他やむを得ない理由がある

ただし、内容や対象を絞るなどの工夫を行うことで参加が可能な場合もある。

「実施」、「評価・改善」段階

下記のいずれかに該当する事業等については、実施段階、評価・改善段階における子どもの参加を実施して、子どものニーズや発想等を反映させることによる効果が高いと考えられる。

- 子どもが利用する施設の建設や設備に関すること
- 子どもに関わる施設の運営や企画等に関すること
- 子どもが参加する行事に関すること
- 子ども向けの講座や資料作成などの情報発信に関すること
- 地域住民や市民が広く参加することが望まれる事業に関すること（子どもの参加が想定されないものを除く）